



計量証明書

W-062240-002

令和 6 年 9 月 19 日

蒲野建設株式会社 様

株 式 大 東 環 境 科 学
本 社
印 境 社 社

〒 020-0836 盛岡市津志田西一丁目2-23
総合技術センター
〒 028-3621 紫波郡矢巾町大字広宮沢1-265
TEL 019-698-2671 FAX 019-697-1660
計量証明事業登録番号 岩手県第51号(濃度)

環境計量士 徳田 武



試料採取年月日	令和 6 年 9 月 9 日	10 時 15 分
天候・気温・水温	前日 晴	当日 晴 気温 22.2℃ 水温 11.1℃
試料採取場所又は試料の名称	蒲野建設株式会社 産業廃棄物処分場 (久慈市山形町日野沢4-78-34他) 井戸上流	
試料の種類	地下水	
試料の外観・臭気等		
試料採取者	当社 栗林 明	
試料受付年月日	令和 6 年 9 月 9 日	

貴依頼による濃度に係る計量証明の結果を次の通り報告致します。

担当者 徳田 武

計量の対象	計量証明の結果	基準値	計量の方法
アルキル水銀	不検出 (0.0005 mg/L)	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表3
総水銀	0.0005 mg/L 未満	0.0005以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2
カドミウム	0.0003 mg/L 未満	0.003以下	JIS K 0102 55.4
鉛	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0102 54.4
六価クロム	0.005 mg/L 未満	0.05以下	JIS K 0102 65.2.5
砒素	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0102 61.4
全シアン	不検出 (0.1 mg/L)	検出されないこと	JIS K 0102 38.1.2及び38.5 (JIS K 0170-9 6.3.3)
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出 (0.0005 mg/L)	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2

(株)大東環境科学

計量の対象	計量証明の結果	基準値	計量の方法
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	0.002 mg/L 未満	0.02以下	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L 未満	0.004以下	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.1以下	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L 未満	0.04以下	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	1以下	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	0.006以下	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.0006 mg/L 未満	0.006以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5
シマジン	0.0003 mg/L 未満	0.003以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
チオベンカルブ	0.002 mg/L 未満	0.02以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8第3
クロロエチレン	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	平成9年環境庁告示第10号付表第2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.2 mg/L 未満	—	JIS K 0102 43.1.2及び JIS K 0102 43.2.5
ふっ素	0.08 mg/L 未満	—	JIS K 0102 34.4 (JIS K 0170-6 6.3.3)
ほう素	0.04 mg/L	—	JIS K 0102 47.4
	以下余白		

備考：基準値は、産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（昭和52年総・厚生省令第1号）による。
不検出とは、計量の結果が（ ）内に記載した定量限界値を下回ることをいう。

計量証明書

W-062240-003

令和 6 年 9 月 19 日

蒲野建設株式会社 様

株 大東環境科学
 本 株式会社
 印 環境社

〒 020-0836 盛岡市津志田西一丁目2-23
 総合技術センター
 〒 028-3621 紫波郡矢巾町大字広宮沢1-265
 TEL 019-698-2671 FAX 019-697-1660
 計量証明事業登録番号 岩手県第51号(濃度)

環境計量士 徳田 武



試料採取年月日	令和 6 年 9 月 9 日	10 時 33 分
天候・気温・水温	前日 晴	当日 晴 気温 22.0℃ 水温 16.7℃
試料採取場所又は試料の名称	蒲野建設株式会社 産業廃棄物処分場 (久慈市山形町日野沢4-78-34他) 井戸下流	
試料の種類	地下水	
試料の外観・臭気等		
試料採取者	当社 栗林 明	
試料受付年月日	令和 6 年 9 月 9 日	

貴依頼による濃度に係る計量証明の結果を次の通り報告致します。

担当者 徳田 武

計量の対象	計量証明の結果	基準値	計量の方法
アルキル水銀	不検出 (0.0005 mg/L)	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表3
総水銀	0.0005 mg/L 未満	0.0005以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2
カドミウム	0.0003 mg/L 未満	0.003以下	JIS K 0102 55.4
鉛	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0102 54.4
六価クロム	0.005 mg/L 未満	0.05以下	JIS K 0102 65.2.5
砒素	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0102 61.4
全シアン	不検出 (0.1 mg/L)	検出されないこと	JIS K 0102 38.1.2及び38.5 (JIS K 0170-9 6.3.3)
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出 (0.0005 mg/L)	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2

計量の対象	計量証明の結果	基準値	計量の方法
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	0.002 mg/L 未満	0.02以下	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L 未満	0.004以下	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.1以下	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L 未満	0.04以下	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	1以下	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	0.006以下	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.0006 mg/L 未満	0.006以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5
シマジン	0.0003 mg/L 未満	0.003以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
チオベンカルブ	0.002 mg/L 未満	0.02以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8第3
クロロエチレン	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	平成9年環境庁告示第10号付表第2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.2 mg/L 未満	—	JIS K 0102 43.1.2及び JIS K 0102 43.2.5
ふっ素	0.08 mg/L 未満	—	JIS K 0102 34.4 (JIS K 0170-6 6.3.3)
ほう素	0.04 mg/L	—	JIS K 0102 47.4
	以下余白		

備考：基準値は、産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（昭和52年総・厚生省令第1号）による。
不検出とは、計量の結果が（ ）内に記載した定量限界値を下回することをいう。



計量証明書

W-062240-001

令和 6 年 9 月 19 日

蒲野建設株式会社 様

株 大東環境科学
 本 株式会社
 印 境 社

〒 020-0836 盛岡市津志田西一丁目2-23
 総合技術センター
 〒 028-3621 紫波郡矢巾町大字広宮沢1-265
 TEL 019-698-2671 FAX 019-697-1660
 計量証明事業登録番号 岩手県第51号(濃度)

環境計量士 徳田 武



試料採取年月日	令和 6 年 9 月 9 日	10 時 45 分
天候・気温・水温	前日 晴	当日 晴 気温 23.5℃ 水温 19.1℃
試料採取場所又は試料の名称	蒲野建設株式会社 産業廃棄物処分場 (久慈市山形町日野沢4-78-34他) 浸出水採取口	
試料の種類	浸出水	
試料の外観・臭気等		
試料採取者	当社 栗林 明	
試料受付年月日	令和 6 年 9 月 9 日	

貴依頼による濃度に係る計量証明の結果を次の通り報告致します。

担当者 徳田 武

計量の対象	計量証明の結果	基準値	計量の方法
アルキル水銀	不検出 (0.0005 mg/L)	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表3
総水銀	0.0005 mg/L 未満	0.0005以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2
カドミウム	0.0003 mg/L 未満	0.003以下	JIS K 0102 55.4
鉛	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0102 54.4
六価クロム	0.005 mg/L 未満	0.05以下	JIS K 0102 65.2.5
砒素	0.004 mg/L	0.01以下	JIS K 0102 61.4
全シアン	不検出 (0.1 mg/L)	検出されないこと	JIS K 0102 38.1.2及び38.5 (JIS K 0170-9 6.3.3)
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出 (0.0005 mg/L)	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2

(株)大東環境科学

計量の対象	計量証明の結果	基準値	計量の方法
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	0.002 mg/L 未満	0.02以下	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L 未満	0.004以下	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.1以下	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L 未満	0.04以下	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	1以下	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	0.006以下	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.0006 mg/L 未満	0.006以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5
シマジン	0.0003 mg/L 未満	0.003以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
チオベンカルブ	0.002 mg/L 未満	0.02以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8第3
クロロエチレン	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	平成9年環境庁告示第10号付表第2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3.7 mg/L	—	JIS K 0102 43.1.2及び JIS K 0102 43.2.5
ふっ素	0.18 mg/L	—	JIS K 0102 34.4 (JIS K 0170-6 6.3.3)
ほう素	7.06 mg/L	—	JIS K 0102 47.4
	以下余白		

備考：基準値は、産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（昭和52年総・厚生省令第1号）による。
不検出とは、計量の結果が（ ）内に記載した定量限界値を下回することをいう。